

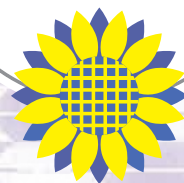


与謝野町 議会だより

第80号

2026年

5月25日発行



令和8年3月17日撮影

主な記事

- ◎一般会計当初予算 …………… 2P
- ◎一般質問 …………… 6P
- ◎議会ハラスメント防止条例 … 12P
- ◎議員発議「辞職勧告決議」 …… 13P
- ◎地域を元気にする取組 ……… 14P

令和8年度 与謝野町一般会計当初予算

賛成多数で可決

【3月定例会のようす】

令和8年3月定例会は、3月3日に開会し、専決処分等の報告など4件、条例改正等の議案17件、令和8年度当初予算9件、令和7年度補正予算6件、議員発議による議員辞職勧告決議1件の37議案を審議し3月18日に閉会した。

令和8年度一般会計当初予算は、4月に町長選挙が実施されるため、継続事業や人件費等必要最小限で編成した骨格予算として提案されたが、学校給食センター整備事業とのだがかわ認定こども園整備事業が予算化されたため、142億9千万円と過去最大の予算規模となった。町財政運営について多くの質疑が行われ、賛成多数で可決となった。

令和7年度一般会計補正予算については、除雪費1億6千万円を追加したものの、他の事業費減少で4千7百万円を減額して、143億7千万円となるもので、全員賛成で可決となった。

特記すべき事項は与謝野町議会が始まって以来の、議員辞職勧告決議案が議員提案され、賛成多数で可決したことである。

当町の基金は大丈夫か

今井浩介

問 基金残高について、令和4年度で46億円、令和8年度で26億円と報道されると、基金が半分になったのかと一般的には思うのが普通。町民が安心できる説明を求む。

企財課長 令和7年度は現在の補正予算ベースとなり8億円を繰り入れてる数字。令和8年度はさらに当初予算ベースで9.2億円の繰り入れをしているので、さらに減っている。よって残高としては26億円という数字を出している。当初予算ベースでも危機的状況にあることはしっかりと伝えるべきと、このような掲載をしている。

問 2種類の捉え方がで

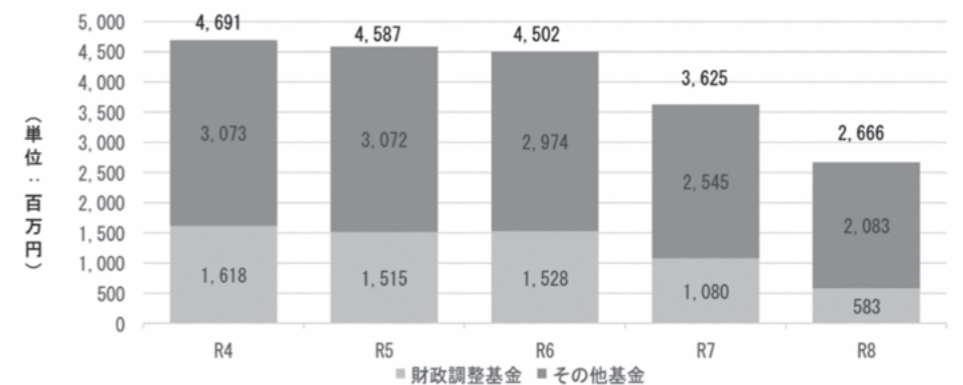
きる。一つは、当初予算ベースの記載なので、決算ベースになると交付金が追加交付されるので42億円程度になるという安心。二つ目は、当初予算をここまで基金を使用しないと組めないという不安。説明されないというグラフだけではなく、町民にもわかりやすく広報していただきたい。

企財課長 引き続き広報はするが、なぜ繰り入れ

金がかここまで増えているかは、全国的な給与改定によるもので、令和6年度当初予算対比で人件費が4億5千万円増加している。人件費の増加に伴う一般財源の配分構造の変化が令和7年度から起きている。

まちの貯金（基金）残高の推移

令和8年度末基金現在高見込み
26億6,600万円（令和8年度当初予算の基金繰入後額）



基金の推移 (令和8年度当初予算概要資料より)

家主としての責任を果たせ

永島洋規

問 町営温江尾の上住宅は老朽化で廃止予定、新規入居は募集せず、解体する方針。現在入居は41戸のうち12戸29%。空き屋敷には「セイタカアワダチソウ」が背丈まで伸び、道路に倒れ通行を妨げている。水路は土砂が堆積し流れない。入居者が少ないこと、高齢化により対応できなくなっている。

住民の方は、町に言っ

てもお金がないと言って何もしてくれないと言っている。何年に一回かは、草刈りと溝上げの予算を組んで対応するべき。

建設課長 善処したい。管理をする必要がある。予算付けは、今後検討する。

問 入居者に退去を勧められていると聞いている。別の住宅に変わっても、家賃軽減は5年間しかない。払えないという人もある。

町の都合で変わってもらうのだから、今の家賃にすることはできないのか。

建設課長 法律で決まっております。町独自の減免はできない。

問 跡地活用や土地売却など、そうしても町にはメリットがあるので

は。相談の余地がある。

財政計画は守られない

野村生八

問 選挙年で、骨格予算といえながら、財政調整基金と地域振興基金を8億円以上も繰り入れないと予算が組めないのか。

企財課長 人件費が伸びており、繰り入れが増えている。

問 財政シミュレーションの変更点は、給食センター

どこでも園の返済期間を、10年から25年に変更した。

問 給食センターだけを延ばせば、返済額は14億円台にできるといわれていたが、15億円台にしか減らない。

また、基金を使う計画だったが、使わないのか。

企財課長 過疎債が満額借入れできる見込みが

きたので、変更した。

問 基金繰り入れをやめ、借入額を増やしたので、財政計画の年平均10億円以内の借入額を超えるが。

企財課長 少し増えるが、運営上問題はない。

問 7年で5億円以上増えることになる。

企財課長 これでやっていくことにしている。

問 財政計画の規律を守っていない。

返済期間を延ばさなければならぬほど、財政が困難になっている。

企財課長 利子が増えてきていることも原因。物価高騰、経常経費も増えている。

集団回収助成金が廃止に

問 多くの人が、リサイクルに取り組んでいる支援を、増やすべきなのに、なぜ廃止するのか。

農環課長 事務事業評価で、対価のある取組に補助金はどうかとなり、26万円の補助金を廃止した。



尾の上住宅 (温江)

は。相談の余地がある。

は。相談の余地がある。

は。相談の余地がある。

は。相談の余地がある。

反対討論

のむら しょうはち
野村 生八
(日本共産党与謝野町議員団)

保険料の減額こそ必要

今回の改正は、国が所得税の最低保障額を引き上げたことにより、介護保険料が下がるので、これを元どおりに据え置くもの。

暮らしの支援で行われたもので、それに伴って介護保険料も下がるのが求められる。

国が負担して、介護保険会計の収入減にならないようにすべきだ。

介護保険条例の一部改正

賛成多数で可決 賛成11 反対3

反対討論

ながしま ひろみ
永島 洋視
(日本共産党与謝野町議員団)

一挙に4倍の引き上げはひどすぎる

住宅の新築や改修で新たに下水に接続した場合、現在1千円の手数料負担が、4千円と4倍になる。一挙に4倍はいかかなものか。引き上げずに、下水接続を推進するべきとして反対。

公共下水道条例の一部改正

賛成多数で可決 賛成11 反対3

反対討論

のむら しょうはち
野村 生八
(日本共産党与謝野町議員団)

子ども納付金新設で今年も増税

今年は、基金を9百万円繰り入れて、今までの国保税分を据え置きされたことは、評価できる。

しかし国が、新たに「子ども・子育て支援納付金」を新設した。これにより、今年も国保税は増税となる。

子育て支援は国の政策で、保険税で徴収することは認められない。

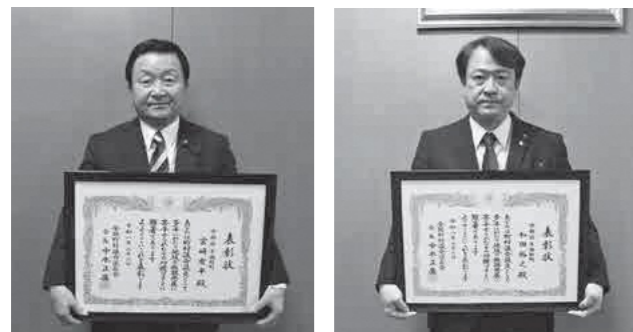
国が所得税増税で財源を確保することに比べて、国保税では低所得者に重い負担になっている。

国民健康保険条例の一部改正

賛成多数で可決 賛成11 反対3

全国町村議会 議長会表彰

(在職15年以上)



みやざき ゆうへい
宮崎有平 議員

わだ ひろき
和田裕之 議員

京都府町村議会 議長会表彰

(在職11年以上)



たかおか のぶあき
高岡伸明 議員

反対討論

ながしま ひろみ
永島 洋視
(日本共産党与謝野町議員団)

大型こども園建設着手予算に反対

骨格予算と言いながら、2つの大型建設事業で、過去最大予算。高額用地を購入し、大規模園にすることは賛成できない。その予算が含まれている。

今求められている暮らし応援が不十分で反対。

見守りカメラ区の負担減へ

やまざき まさひさみ
山崎政史

固 高齢者や子どもの見守り、犯罪抑止力の向上を目的とあるが、設置について通学路や住民の不安を感じる場所、街なか

や犯罪の抑止に重きを置いていて、そのあたりも総合的に判断して要綱などを整備していく。固 自治会などが防犯カメラの運用をすすめる際には多くのリスクが考えられる。プライバシー保護や管理など、区への負担が多いのではないかと。



防犯カメラ

固 高年齢者や子どもの見守り、犯罪抑止力の向上を目的とあるが、設置について通学路や住民の不安を感じる場所、街なか

固 高年齢者や子どもの見守り、犯罪抑止力の向上を目的とあるが、設置について通学路や住民の不安を感じる場所、街なか

総務課長 京都府のガイドラインなどを参考に区とも協議をしてリスクの軽減をしていきたい。固 撮影された画像の管理保管などは設置する区に責任を持たせるのではなく、町が一括して管理運営するのがより良い運営につながるのではないかと。総務課長 撮影された画像の保存期間や誰が取扱うのか、プライバシーの保護についても区と協議しながら最善の策を考えたい。

固 骨格予算で140億円を超えるが、肉付け後の見込みはどのくらいか。企財課長 数字が一人歩きをしないようお願いします。固 予算編成の協議はいつから行われているのか。企財課長 早いものは4月から協議を進めている。

持続可能な財政運営を

いえき いさお
家城 功

副町長 そのことも必要であると考えている。固 ①次につながる形の事務事業評価による事業や取組の精査②起債と償還はバランスのとれた形にこだわる③見込みだけではない基金の活用④知恵を集結させたお金を生む仕組みづくり⑤将来を見据えた必要なお

金の準備、以上5つのことを常に念頭において取組を進めることが持続可能な財政運営。副町長 同感である。各方向各分野において、そういう考え方で行政運営や財政運営を行うことが重要であると考えている。固 行政改革大綱の見直しもされると聞いています。そのことを前提に。副町長 重要でありそのように進める。

問 全国的に管理が不十分な空き地や空き家が増加しており、老朽建物の危険だけでなく庭木や雑草の放置による、枝木の越境や枯れ木の放置などが景観の悪化や防災上の危険につながる。とされ問題となっている。危険木や支障木に関する苦情や相談はあるのか。

町長 管理が不十分な空き家は、年間20件ほどの相談を受けているので、全部で50件から60件程度になるので、はいかと考える。また、危険木等に関する相談については、大きな危険木に関する相談はないが、隣地から越境している木についての苦情や相談は年間2件ほど受けている。

問 危険木などの対策についてはどのように対応しているのか。



やまがきまさひろ 議員

Q 危険木の予防対策・迅速な取組を

A 先進地の取組を参考に、対応・対策を講じたい

町長 雪の重みで道路上に倒木が発生している場合は道路管理者が撤去。道路上に伸びた枝木などは職員が切除しているほか、隣地の方が自ら伐採されるケースもある。

問 危険木などに対して予防対策や迅速に対応する仕組みづくりが必要と感ずる。条例や制度の充実を検討していく考えは。

町長 危険木対策に係る条例を制定している自治体や危険木伐採促進のための助成制度を設けている自治体もある。これらを参考に、迅速な対応と対策を講じていきたい。



電線に架かる枝木

問 4月より、自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度（青切符）」が導入される。16歳以上が対象となり、携帯電話使用、信号無視など113種類の違反項目があり、警察官から青切符が切られ、反則金を納付しなければならぬ。行政から住民への周知は。

町長 広報やホームページ等での周知徹底。交通安全イベントでの普及啓発。行政内部への周知徹底を図り、新たな交通ルールを理解していただき、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。

給食無償化の範囲拡大を

問 4月から国の方針により、全国の公立小学校を対象に給食費の無償化が



いまい こうすけ 議員

Q 変化するルールをしっかりと周知

A 重要な改正に対し周知・徹底を図る

始まる。一人あたり月額5200円を上限とし、国と府が財源を捻出する。当町の現状は。

教育長 財源を活用すると217万円不足するが、当町で負担する。

問 中学校まで無償化するといくらかかるのか。

教育長 年間3150万円必要。

問 「子育てするならこのまちで」と掲げる当町なら、教育の平等の観点からも中学校の無償化も検討していただきたい。

教育長 今後の国と府の検討が進むことを願う。



自転車の交通反則通告制度導入

一般質問 町政の在り方を問う

一般質問は、定例会ごとに行われます。町政全般にわたり、執行機関に対して、予算の執行状況や町政の将来に対する方針などについて、説明を求め疑義を質すものです。質問を受ける執行機関に十分な準備が必要なため、事前通告制となっております。

Q 水道の検針業務を効率化メーターに

A 実装に必要な予算案を定例会に提案している



み た よしき 議員

問 水道メーターの検針員を募集しても、なかなか応募がないと認識している。背に腹は代えられないので、経費はかかるがぜひとも、水道スマートメーターの導入を実装するべきだと考えるが、現時点での、実証実験の評価を町長に問う。

町長 これまで、無線通信による検針の正確性と検針データの内容、従来の目視による検針との比較による効率性、実装に向けた課題などの確認を進めている。また、これまでより細やかな検針データを収集することも確認ができたので、検針データの利活用も含め、実装に向けた検討を進めたいと考えており、実装に必要な予算案を本定例会に提案しているところである。



既設のメーターボックス

水道メーターの検針業務は、使用者と上下水道事業を繋ぐ重要な業務であり営業の核となる業務である。現状、水道検針員の確保が非常に厳しい状況にあるので、費用は必要になるが、水道スマートメーターの実装に向けた取組を進めたい。

大雪で埋まった際の対応

問 大雪で水道メーターが埋もれた場合や水道メーター自体の場所が、どこにあるのかわからなくなった現場での対応は。

上下水課長 積雪により目視での検針が不可能な場合は認定措置とする。

Q 町職員の採用は

A 積極的に募集を行っている



なみえ ひろまさ 議員

問 採用時の年齢制限は。
町長 職種ごとに年齢制限を行っている。

問 採用試験を受けなければならないのか。
町長 地方公務員法に、職員の採用は競争試験・選考によるものとする規定がある。

問 会計年度任用職員にも残業はあるのか。
町長 時間外勤務を命じることもある。また、職場、職種により、時間外勤務の多い職員もいるのが現状である。

問 会計年度任用職員にも有給休暇はあるのか。
町長 勤務歴や、一週間当たりの勤務

日数等に応じ、それぞれ定められた日数を付与している。また、病気休暇や子の看護休暇等の特別休暇もある。
問 会計年度任用職員にはどんな手当をつけることができるのか。
町長 期末手当、勤勉手当がある。他には、常勤職員でいうところの時間外手当や、休日勤務手当、地域手当相当分を報酬に加算して支給している。

問 退職金の制度はないのか。
町長 本町の会計年度任用職員の雇用形態上、退職金制度はない。

また、本町としても、積極的に職員募集をしているが、退職者を補うほどの採用に至っていないのが現状。



職員募集要項

Q 阿蘇シーサイドパーク周辺の開発は

A 阿蘇ベイエリア活性化に向けた議論が必要



みやざきゆうへい 議員

問 阿蘇シーサイドベイエリア活性化マスタープランの進捗状況は。
町長 前年度までは、10のプログラムごとに個別に評価・検証を行ってきた。

「阿蘇ベイエリアの活性化」は、道なかばというのが現状。
問 新しい考え方のプランで阿蘇シーサイドパーク周辺の開発をするべきと考えるか。
町長 第8期産業振興会議で、阿蘇ベイエリアの活性化についての議論がかわされておられ、本年6月をめぐりに一定の提言が示されると聞いている。阿蘇シーサイド周辺の開発は、住民・事業者・有識者と連携し、再検討する必要があると考える。



阿蘇シーサイドパーク

小中学校の道徳教育

問 「特別教科」となった道徳の授業はこれまでと何が変わったのか、どんな問題点があるのか。
教育長 変化した点の一つ目は、副読本から文科省認定の「教科書」の使用が義務化された。

二つ目は、読み物の登場人物の心情を読み取るだけでなく、自分ごととして「考え、議論する道徳」への転換。三つ目は、通信簿、指導要録に道徳の評価が記載されることとなった。

問題点は「心情理解」に迫る指導の難しさ。表面的な意見交流で終わるのではなく、多面的な考えにふれ、議論する道徳の授業が求められている。

Q 人口減少・少子高齢化は当町の危機

A 人口は大きな課題であり対策をとる

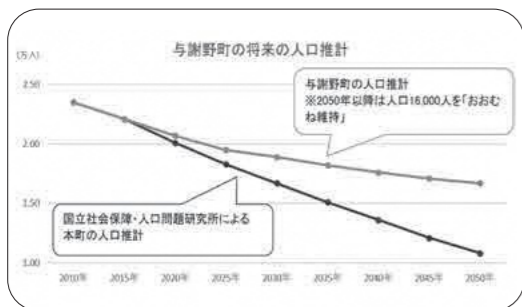


わだ ひろゆき 議員

問 日本の総人口は2008年をピークに減少し始め、本年2月現在では、1億2,286万人だ。2070年までに約4千万人減少し、9千万人を割り込むと推計される。すると将来、労働力不足、社会保障費の増大、地方経済の縮小などに影響を及ぼす。また医療・年金・介護の社会保障システムにも影響し、当町でも税収減で行政サービス低下が懸念。これは、日本社会また当町でも、最大の危機・問題だ。町長の見解は。

町長 自治体でも大きな課題であり、個々に原因と対策を取る必要がある。18歳を契機に若者が転出され、この対策も課題だ。
問 人が長生きすることは夢であり、

長寿は喜ばしい。高齢化は、少子化で起きると言っても過言でない。出生数が多ければ高齢化社会にならない。少子化対策は重要なポイントだ。
町長 高齢化の大きな要因は出生率の低下、少子化が進んでいることだ。
問 進学や就職を機に、出た若者が、当町へUターンしていただけることが重要である。若者が帰りたくなる「まち」は、どんな条件だと認識しているか。
町長 与謝野町で暮らす我々が、楽しく生きることが重要。その上で、条件も様々あると思う。



与謝野町の過疎対策計画より

Q ワースト2の原因は、下水道ではない

A 原因について、精査し報告する



ながしまひろまさ 議員

問 実質公債費比率全国ワースト2の原因は、集中して進めた下水道整備が影響とパンフに書いてある。そうなら平成20年頃から比率は上がるはずだが上がっていない。誤り。
上下水課長 下水事業費の増高が重なったもの。

問 加悦中とクリーンセンター整備に続き、こども園整備で借金を連続したことが原因。財政運営がコントロールできていなかった結果では。
企財課長 しっかり財政運営をしてきた。

問 仮に前町政の借金が影響したとしても、修正するのが引き継いだ町長の責任。責任を全うしていないのでは。

町長 現在は改善、コントロールできている。
問 財政シミュレーションでは令和11年度から衛生プラント改修10億円の借金。宮津市の同様施設は30億円の計画。10億ではできないのでは。
町長 精査したい。

町民生活の改善はない
問 12年間で町民一人当たり所得が50万円、20%アップとあるが、実感はない。
町長 統計では、全国平均の2.7倍の上昇率。

問 他県では賃上げ促進で、社会保障料補助を実施。こうした結果なら納得できるが、町は何もしていない。
町長 参考意見として受けとめる。



令和8年度予算書

Q 地方分権と合併後の行政は

A 地域の実情に即した行政運営を進めていく



すぎがみただよし 議員
杉上忠義

高齢者の安心・安全

町長 地域コミュニティを構築し、独居老人対策、事故防止などを行政と連携して取り組むことが重要。
町長 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、健康づくり、認知症予防、社会参加の増進の取組を進めていく。

町長 地方分権体制では、地域の発想が重要。これからのまちづくりは行政だけでなく、住民、NPO、ボランティア団体、事業者など、多様な主体が参加する「新しい公共」によって取り組まれることが重要。本町の見解は。
町長 地方分権の理念をふまえ、住民福祉の向上と持続的発展に取り組みたいと考えている。
町長 平成の大合併は、地方分権の推進と「基礎自治体強化」を目的に実施された。本町の見解は。
町長 合併により形成された行政基盤を活かし、広域的な課題への対応力の向上を目的として進められてきたと認識している。



合併20周年記念式典

Q 町公共交通のさらなる充実を

A 地域公共交通計画の改正を計画している



あだち たかひさ 議員
安達種雄

岩屋地区の市場小通学

町長 法律に「市町は主体的に地域交通の活性化、再生に取り組むよう努めなければならない」と定められている。今後もできる限り国、府からの財源確保に努めながら、地域交通の充実を図っていく。
町長 近年の夏の暑さ、今冬の積雪において、市場小への岩屋地区の児童通学に丹海バスも考えるべきと思う。
町長 夏の送迎は評価していただいている。改めて精査していく。

町長 わが町も高齢化が進み、免許証の返納が進んでいる。高齢者は毎日の食料の買い物と、医療機関への通院が多くなる課題であり、バスなどの移動が多く求められている。先日、京丹波町が公共交通の整備をされたとのことで、同町に行き担当課より説明を受けた。また、豊岡市但東町奥藤地区は30戸の世帯数で全但交通バスが1日6便通っており、朝7時の一便は直接豊岡病院に行っており、ほかの便は出石経由で病院に行き、買い物利用客に大変便利だ。同町の赤花地区はバス5便と、地区コミュニティセンター運営の8人乗りの「地区タク」で、また、高橋地区は全但バスのマイクロスバスが走っている。



町内のバス停

【広報常任委員会 編集後記】

広報常任委員会では、より良い広報を作るため、令和6年11月に埼玉県寄居町において取材及び研修を行いました。

特に、住民の皆さまに読んでいただける紙面を作るため、住民参加型の構成を取り入れたりして工夫をしてみました。

広報常任委員会のこのメンバーによる議会だよりは、この号で最終となりますが、今後も住民の皆さまにとって読みやすく、興味を持っていただける議会だよりをご期待ください。

編集委員

- 安達 種雄
- 今井 浩介
- 杉上 忠義
- 永島 洋規
- 浪江 秀明
- 野村 生八
- 宮崎 有平



寄居町での視察写真

3月議会 賛否一覧

賛否の分かれた議案のみ掲載

○印は賛成 ×印は反対
(議長は賛否同数の時のみ態度を表明し、議案の賛否を決定します)

議案	議員名	賛成 反対	杉上	河邊	野村	高岡	藤田	宮崎	山崎	永島	浪江	三田	安達	家城	和田	今井
			忠義	新太郎	生八	伸明	史郎	有平	政史	洋規	秀明	義幸	種雄	功	裕之	浩介
与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について		11:3	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
与謝野町介護保険条例の一部改正について		11:3	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
与謝野町公共下水道条例の一部改正について		11:3	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正について		11:3	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
令和8年度与謝野町一般会計予算		10:3	○	○	×	×	—	○	○	×	○	○	○	○	○	○
令和8年度与謝野町国民健康保険特別会計予算		11:3	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
令和8年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算		11:3	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
令和8年度与謝野町下水道事業会計予算		11:3	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
杉上忠義議員に対する辞職勧告決議(案)		11:2	—	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○

議員提案

賛成 11
反対 2

杉上忠義議員に対する 辞職勧告決議を可決

与謝野町議会は、町民の負託を受けた二元代表制の一翼を担う議会として、議員一人ひとりが高い倫理観の下で、他者の人格と尊厳を尊重し、公正かつ誠実に言動することにより、議会の品位と信頼を保持すべき責務を負う。

しかしながら、杉上忠義議員は、令和7年12月17日の本会議において、与謝野町観光協会及びその関係者に関し、事実確認が不十分なまま名誉・信用を失墜させ、関係者の職務環境に重大な影響を及ぼし得る無礼な発言を行い、同協会から抗議・要請の申入れを受ける事態を招いた。議会が説明の機会を設け、具体的資料に基づく説明がなされたにもかかわらず、杉上議員は発言の撤回又は謝罪に至らず、論点を逸らす主張を重ねるなど、協議による解決に向けた誠実な対応を欠いた。その結果、同協会は「当事者間の協議では解決に至らない」として、議会に対し厳正な対応（処分）を強く要請するに至っている。

また、令和8年1月8日の広報常任委員会において、議会だより特集記事に関する協議の場で、事実確認を行わないまま特定の議員の取材・編集を断定的に非難し、さらに委員会全体を貶める趣旨の発言を繰り返した。加えて、ハラスメントに当たる旨の指摘がなされた後も取消し・訂正等による収束に努めず、相手方の説明を遮るなど一方的な言動により審議を長時間停滞させ、合議体としての議論環境を著しく破壊し、議会広報の根幹を担う常任委員会の機能を深刻に毀損した。これに関し、同委員会議員から与謝野町議会ハラスメント防止条例に基づく報告が議長に提出されている。

これら杉上議員の一連の言動は、外部団体及び議会内部の双方において相手方に精神的苦痛を与え、人格、尊厳、職務環境を害し、議会の社会的信用を著しく損なうものである。与謝野町議会ハラスメント防止条例の趣旨に照らしても到底看過できず、かつ、議会が事実確認の機会を設け改善を促してきたにもかかわらず、杉上議員に自省と是正が認められない状況は、再発防止及び信頼回復を著しく困難にしている。

よって、本議会は、杉上忠義議員に対し、議員としての責任を徹実に自覚し、深い猛省の上、議会の信頼回復のため自ら進退を明らかにすべきであるとして、速やかに議員を辞職することを勧告する。

以上、決議する。

決議には、法的拘束力はありません

与謝野町議会ハラスメント防止条例に 基づく対応措置について

与謝野町議会は、議会ハラスメント防止条例（令和7年条例第33号。以下、「条例」という）第7条の規定に基づく事実確認等及び与謝野町議会ハラスメント審査委員会の審査結果などを踏まえ、条例第8条第1項の規定により、下記のとおり対応措置を講じることとしました。条例第10条の趣旨に基づき、関係者の個人情報及び具体的な発言内容の詳細などの公表は差し控えていただきます。

記

1. 公表の根拠

与謝野町議会ハラスメント防止条例第8条第1項（氏名の公表等）

2. 公表対象者

与謝野町議会議員 杉上忠義（すぎがみただよし）

3. 公表する事項

(1) 措置の対象となる事案

- ①令和7年12月17日の本会議において、議案第118号「古墳公園の指定管理者の指定について」の審議質問の中で、与謝野町観光協会及びその役員・職員に関する発言等に関し、与謝野町観光協会から申入れ（抗議・要請書）が提出され、当該団体の名誉・信用及び関係者の職務環境等に影響を及ぼし得る事態を生じさせたもの。
- ②令和8年1月8日の広報常任委員会において、議会だより特集記事「子ども誰でも通園制度」に関する協議おける発言等に関し、常任委員会出席議員から与謝野町議会ハラスメント防止条例に基づく報告書が提出され、常任委員会における議論環境や関係者の職務環境等に影響を及ぼし得る事態を生じさせたもの。

(2) 措置の内容（条例第8条第1項関係）

①注意

上記事案に係る言動は、条例の趣旨に照らし、相手方に精神的苦痛を与え、相手方の人格、尊厳又は職務環境を害する行為に該当するものであり、議会及び議員の社会的信用を損なうおそれがあることから、厳重に注意します。

②指導（再発防止のための遵守事項）

今後、次に掲げる事項を遵守してください。

- ア. 事実確認が不十分な事項について、断定的表現又は人格を貶める表現により、特定の個人、団体を非難する言動を行わないこと。
- イ. 外部団体、職員等、他の議員に対する言動は、相手方の人格、尊厳への配慮を徹底し、議会の品位を損なうことのないよう慎重に行うこと。
- ウ. 会議、委員会等の場においては、合議体としての議論を尊重し、相手方の発言機会や議論環境を害することのないよう留意すること。
- エ. 条例第4条第3項に定める説明責任を適切に果たし、議会の信頼回復に資する対応に努めること。

③助言

条例の趣旨を踏まえ、今後の議員活動において、相手方及び関係者の尊厳に配慮した言動を徹底し、再発防止に努めることを助言します。

④氏名の公表

条例第8条第1項の規定に基づき、氏名並びに本件事案の概要及び講じた措置の内容について、議会として公表します。



地域を元気にする取組!!

特定非営利活動法人 クラマウリ



クラマウリの前田ご夫妻

クラマウリは児童精神科の資格を持つ、前田洋佐さんと、臨床心理士、養護教諭などの資格を持つ奥様の沙和さんが運営する特定非営利活動法人です。与謝野町での活動として各こども園、小中学校を巡回して教員と面談して発達しょうがいの特性がある児童・生徒への対応や指導方法の相談に乗られています。当地域では舞鶴療育センターの発達しょうがい治療の初診を受診するためには半年から10か月程度かかることから、非常に心強い存在です。個人面談・アドバイスにも対応されておりますのでご興味あれば下記のホームページにアクセスしていただければ幸いです。

<https://www.kulamauli.com/>

訪問看護ステーション さくら

利用者の心身の特性を踏まえ居宅内においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復をめざして療養生活を支援しています。居宅介護支援事業所、関係市町村並びに地域の保健所、医療機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めています。

設 立：平成20年11月
目 的：在宅で支援するため
従業員：20名 事務2名、理学療法士4名、看護師14名
利用者数：300名～350名
与謝野町、宮津市、京丹後市を中心に事業を展開
住 所：与謝野町算所14番地6
T E L：0772-44-3987



訪問看護ステーションさくら